

午前11時10分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、13番大庭きみ子議員の質問を許可します。13番大庭きみ子議員。

（13番大庭きみ子君登壇）

○13番（大庭きみ子君） 皆様、おはようございます。13番、大庭きみ子でございます。本日は、お忙しい中に議会傍聴に来ていただきましてありがとうございます。また、インターネットで傍聴していただいている皆様、ありがとうございます。

間もなく、7月5日で九州北部豪雨災害から2年を過ぎようとしております。ことしは梅雨入りが遅く、梅雨が終わるころにまとまった雨が降るとの予想も出ており、空模様が心配なところでもあります。昨夜は、新潟県にて地震が起き、震度6強でありました。いつ、どこで災害が起こるかかわからない気象状況となっております。自助、共助、公助とも言われておりますが、まず、自分の命は自分で守らなければならないと思います。

また、6月の梅雨時期を前にしまして、朝倉災害母子支援センターきずなへの視察もふえてまいりました。備えあれば憂いなし、皆様方の関心や防災意識も大変高くなってきているように思います。今月で、視察が1,000人を超えております。遠いところは、北海道釧路市議会からも視察に来ていただき、議長にも御挨拶いただきました。また、先週日曜日は長崎県諫早市から、また今週日曜日は佐賀市内からも視察においでになります。今月だけで9団体が視察に来られております。視察のときには、朝倉市で食事をされたり、特産品をお買い求めいただいたりと、少しは復興のお役に立てているのかと思います。

視察の成果も出てきておりまして、きずなをモデルにして、北九州市では災害時の母子避難所の地域での協定書ができております。また、近隣の大学でも、災害時には母子避難所を開設する取り組みが始まっております。これからも、復興への課題は山積しておりますが、朝倉市を応援していただいている皆様方への恩返しができるようにしっかりと頑張りたいと思っております。

これからは、質問席にて質問してまいります。執行部におかれましては明快なる回答、よろしくお願いいたします。

（13番大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） それでは、通告書に従い質問してまいります。

まず、1番目には、朝倉市豪雨災害復興復旧事業についてと掲げております。これは、先ほど佐々木議員も事細かく質問しておられましたので、重複するところは避けてまいりたいと思っております。

その中で、1つ気になりましたのが、九州豪雨災害から間もなく2年が過ぎようとしていますが、その被災された方々の仮設住宅の入居期限が8月半ばで切れることになり、撤去を余儀なくされております。そのときに、まだまだ84世帯の方が生活再建のめどが立つ

ていないという先ほどの答弁もございました。その中で、その人その人に応じたきめ細かな対応をしていくという答弁がなされておりましたが、その人その人に応じたきめ細かな対応というのは、どういうことでしょうか。そのことについて、まずお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 被災された方の対応でございますけれども、まずは個別訪問、あと相談窓口の対応と電話対応、こういったものを行っております。

具体的には、福岡県住宅金融支援機構の協力のもとに、被災者に対する住宅相談会の開催、住宅再建に係る支援制度や資金計画等の相談、福岡県宅地建物取引業協会の協力のもと、民間賃貸住宅の紹介、そのほか市営住宅の空き物件、こういったものの紹介を行っているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） もう間もなく1カ月、2カ月足らずになっておりますが、その間でこれだけの個別訪問、電話対応、被災者の方への説明会をされるということでございますが、そのスケジュール的なものは間に合うのでしょうか。今、現在の担当課のほうでそれが十分にできる状況にあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 先ほども御答弁さしましたとおり、供用期限2年が迫っております。そういった中で、しっかり間に合うように対応を取り組んでいくというところで取り組んでいるというところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） しっかりと取り組んでいただきたいというのは、もうまず第一でございます。

その中で、やはりどうしても再建できない方、やはり財政的な問題また精神的な問題、高齢化であったりとかさまざまな要因があると思うのですが、本当に全員が期限までに退去できるのでしょうか。もし、どうしても退去できない方々が残られた場合は、どのようにお考えになっているのか、そのあたりもお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 昨年来、アンケート調査等行って、12月時点で162世帯の方が再建の見通しが無い、また5月22日時点で84世帯の方がということでの数値を申し上げております。これについては、入居期限2年を迎えるに当たって、まず本格再建ができない状況がある地区に住まれてある方もあります。また、どうしても仮住まいのほうで、まずは再建ができるのかどうかということでの84件を挙げているところでございます。

これから、入居期限がみなしの場合は7月に迎える方があります。そして、建設型の場合は8月15日という数字がありますけれども、それに間に合わせてできるような形で、例

えば今みなし仮設から自宅に戻られる方とかの空きアパートについてを把握して、建設型から出られようとしている方について、そのアパート、住まいのことをつないでいくとか、そういうふうな作業とか、できる限りスムーズに行くような形で、低廉なアパートとかも御紹介いただけるようなことも取り組みをやっております。

また、そういうふうな住まいの確保と合わせまして、個別に生活のフォローですね、戻られた後、そういうふうなこともきちんとやっていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 被災された方々は、本当にさまざまな環境であったり、生活背景が違っていたり、大変な御苦勞をされていると思います。また、一人一人が最後の最後まで生活再建できるように、見落とされないように、切り捨てられないように、ぜひともしっかりとその支援をしていただきたい。そこは、腰を据えて、その方々が再建できるようにしっかりと支援をいただきたいと思っております。

そのあたり、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 先ほど、市長もお答えしましたとおり、最後の1人までその再建、さまざまな理由で再建が時間がかかっている方もいらっしゃいます。そういった方お一人お一人としっかり向き合って対応していきたいというふうに考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） ぜひとも、最後の最後の1人までしっかりと切り落とされることのないように、支援をしていただきたいと思っております。

次に移りたいと思いますが、先ほどハード面での質問を主にされておりましたので、私はソフト面からの質問をしまいたいと思っております。

今、仮設住宅に入居してある方々のお話もお聞きいたしました。退去した後の不安を抱えている方々が大変多くいらっしゃいます。今、健康不安もあったり、また家賃負担がのしかかってくるとか、先行き、独居家庭であったり、先行き不安に思っているという方も多という話を聞いております。そして、これは東日本の大震災の災害公営住宅の例でございますが、高齢者の孤独死が後を絶たず、今問題になっております。特に、宮城県では2014年から5年間で120人がお亡くなりになっております。

このうち、70代が70人と半数を超えておられます。仮設住宅を退去した後の支援が大変重要だと思っております。災害住宅への入居は一つのステップであり、生活再建ができ、自立したものではありません。まだまだ、これから先行きの不安を抱えている方々がたくさんおられるということで、これからの支援が必要になってまいります。孤独死や二次被害を出さないことがこれからの課題だと思っております。市の対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 応急仮設住宅の供用期限が迫る中で、仮設住宅から災害公営住宅や民間賃貸住宅、こういったところに転居していただく必要がございます。そういった中で、新しい転居先では居住環境でのストレス、こういった精神的な御負担をおかけすることになると思います。

朝倉市では、平成30年2月から朝倉市社会福祉協議会へ委託しまして、地域支え合いセンター業務を開始し、被災者の孤立防止や生活再建などの支援を行っております。今後も、庁内の関係各課や関係機関と連携し、地域支え合いセンター職員の訪問等による見守り支援を行うとともに、日常生活上の相談、生活再建支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援を一体的に提供する体制を図ってまいりたいと考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 現在も、地域支え合いセンターがございまして、今活動していただいていることは存じております。これの期限というのもあるかと思いますが、先ほども説明がありましたように、本当に災害公営住宅に入居した後に、張り詰めていた気持ちが切れ、また蓄積した疲労が原因となり亡くなる方が多いということでもあります。これは、熊本でもそういう事例がたくさん報告されています。

仮設住宅では、入居者同士で声をかけ合い、見守っていたからこそ、命が助かったとも言われています。災害公営住宅では、仮設の入居者が散り散りに分散化されてしまいます。被災者の分散化などによるさまざまな課題に対応するために、見守り活動の推進や災害公営住宅でのコミュニティ形成の支援や被災者の方々の生きがいがづくり、心の復興など、さらなる支援が必要になると思います。

今、地域支え合いセンターがこれを担っていくというお話をされておりましたが、本当に地域のコミュニティ再生というのはこれからの大きな課題になると思います。今現在は、仮設住宅の中に集会所がございまして、本当にそこでたくさんの行事をしたりサロンをしたり、皆様方が交流をされて、本当に生きがいがづくりにもなられておりますし、お互いに支え合っておられます。それが分散されるということで、やはり私は一つのまとまりが、コミュニティがせっかくでき上がったものがまた壊れてしまう。そして、今度新たに立ち上げていかなければならないという課題ができてくるかと思えます。

果たして、現在の地域支え合いセンターでそれが全部フォローできるものだろうか、それも一つ心配をしているところでございます。これは、みなし仮設に入っている方々、それぞれに分散してあります。例えば、地域も杷木であったり朝倉であったり甘木であったり、それぞれの地域で被災者の方がお住まいになっています。その方たちが、やはりもう一回連帯、コミュニティをつくってお互いに支え合っていくという、私はそういう仕組みづくりをしていかなければ、大変これから先、不安がますます出てこられるんではない

かなと思っております。

退去するのに、一つの原因として、やはり仮設、災害住宅に移った後に、やはりコミュニティがなくなるというのを不安に思っておられる方々もたくさんいらっしゃいました。やはりそのあたりを、私は本気で考えていかないといけないなと思っております。

できれば、これは被災者の方々の御意見を聞いた中で、ぜひとも今ある集会所、あのよなものを被災者向けにつくっていただきたい。今の、ある集会所を持っていけたらいいんだけどという話も聞きますが、それはそれぞれの制度上の問題があるかもしれませんが、やはりもう一度、被災者の方のよりどころ、今、月に1回食事会があったり、いろいろ行事がされております。ボランティアの方もたくさん集まってきておられます。こういう方たちが散り散りになってしまって、なかなかどこに支援をしていいかわからなくなってしまおうという、目に見えなくなってしまうというのが一つ心配をしております。

だから、そういうコミュニティが再生できるような場所を、やはりどこか一つあるべきではないかなと思っております。そのあたりについてもお考えをお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 今回、災害公営住宅できますが、同じように集会所のほうを敷地内に建設予定でございます。いろんな支援、いただける分は大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） では、災害公営住宅の中にそういう集会所をつくってくださるんですね。そうですか。それは大変よかったですと思います。大変、そのあたりも心配されておりましたので、それは安心されると思います。そして、やっぱりボランティアの方、地域支え合いセンターの方も頑張っておられますが、やはり地域の見守りが大事だと思っております。そういうコミュニティだったり、いろんな知り合いの方が訪ねてくる。ボランティアの方が訪ねてくる、また応援に来る。そういう私はコミュニティをもう1回再生しなければいけないと思っていますので、ぜひともその集会所を活用していただいて、そういうふうにならなコミュニティができるようにしっかり支援もしていただきたいなと思っております。

その中に、もう1つ要望を言われたんですが、災害のときの記録を残したい。メモリアルホール、そんな上等なものでもなくていいから、災害のときの記録のもの、写真であったりいろんなものだったり、何か遺留品だったり、こういう九州北部豪雨災害がこうやって大変な災害だったというのをやっぱり伝えていきたいということもお話してありましたので、その集会所の一角にそういうメモリアル的な、災害の記録が残せるスペースがあればより継承していくことができるのではないかなと思っておりますが、そのあたりのお考えはいかがででしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 議員おっしゃる、いわゆる被災体験の伝承とかそういうふうな大規模なものではなくて、その集会所とかそういうところということでございますけれども、今、復興計画の中でも地域防災力の向上で防災意識のさらなる向上ということで、その中に伝承ということを挙げておりますが、そういうふうなことが災害公営住宅の集会所のほうで、例えばボードに掲示するとかできないかというのは、これから都市計画課と話をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） ぜひともよろしく願いいたします。そして、本当にこう、災害住宅に移られた後も、皆様方が本当に健康を害することなく生きがいを持って生活できるように、やはりこれからが私は1つのステップの段階だと思っております。これからが本当に重要な大切な自立、再建に向かっていかれるんだと思っておりますので、まだまだ被災者の方に寄り添った支援が必要だと思っております。ぜひとも希望をなくされないように、朝倉市としても支援をよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

次は、働き方改革について質問してまいります。これも、今、佐々木議員も少し触れられておりましたが、皆様も御存じのとおり2018年7月に働き方改革関連法案が成立し、ことしの4月に施行されています。その大きなポイントは、労働時間の見直しであります。見直しの目的は、働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様なワークライフバランスの実現を目指すものであります。見直しの概要では、残業時間の上限規制があります。残業時間の上限を法律で規制することは70年前に制定されてからの初めての改革であります。今までは、残業時間の上限がありませんでしたが、改正後は法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。残業時間の上限は原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。月45時間は1日当たり2時間程度の残業に相当します。臨時的な特別な事情があつて、労使が合意する場合でも年720時間以内、複数月平均80時間内、1日当たり4時間程度の残業、原則である月45時間を超えることができるのは年間6カ月までとなっています。

朝倉市の場合、2017年7月に九州北部豪雨災害が起こり、職員は昼夜を問わず不眠不休の過酷な勤務状況が続いておりました。今現在の残業時間はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 働き方改革に伴うところで、今現在の市職員の時間外の関係は、本年4月でございますが、合計で1万580時間、これは実際残業をした職員にとって、24.2時間ということで、今現在直近の分としては把握をしております。ちなみに、発災時の平成29年7月は、4万1,524時間ということで、実施職員で割り返しますと99.8時間でございます。これが、今現在の部分とピーク時の比較でございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 発災時はもう、100時間超えるような、そういう大変な激務であったと推察いたしております。現在が24.2時間ということで、かなり仕事の内容も削減されてきたのではないかと考えているのですが、月45時間を超えている職場は何課あるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 直近で見ますと、課というよりも、ある程度そういう災害に当たっている部署、それから特に4月になりますと職員を管理する部署等の部分のほう、やはり直近の分としては多い。さらに、農地農林、そこあたりの災害業務関係についてが特化している部分が見受けられます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 恐らくやっぱり課の仕事の、職種の内容によっては、残業の仕方も変わってきているのではないかなとっております。災害対応、いろいろなその時期の選挙があったり、消防訓練があったり、いろんなそういう時期の行事によって、職員も残業がふえているのではないかなと拝察はいたしております。全体的には24.2時間ということで、かなり削減されたとは思っております。

現在の、職員の病休やメンタルで休暇をとっている職員は何人おられるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 病休者並びに休職者ということの部分でございます。

現在、令和元年の5月末時点では、病休並びに休職者は13名でございます。そのうち、メンタルの部分が9人となっております。

以前の発災後に調べた部分でございますと、これが平成30年2月、昨年2月になりますが、病休並びに休職者は15名、うちメンタルが12名というところで把握をしております。

メンタル不調による病休、求職職員については、一時期より若干減っている状況でありますということで、今把握をしておるところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） なかなかこう、数には見えてこない部分もあるのかな、潜在してある方もあるのかなとっておりますが、現在の数値をお聞きいたしました。

本来なら、皆さん健康でやっぱり働いていただきたい、それがまず第一ではないかなと思っております。その中で、この休暇とってある方、メンタルでお休みされている方々、その対応策や改善はどのようにされているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） ただいま言いますように、まずは産業医の面談、それから県の北筑後保健福祉環境事務所の専門職員によります面談、あるいは係長以上の役職研修におきましてのメンタルヘルスの研修、それから市職員のほうの各自のパソコンのほうでの

メッセージとしまして、働き過ぎもしくは健康に留意するように注意を促すメッセージを送っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 従来もされていたことだとは思いますが、今回、法改正の中に産業医の機能を強化するということが挙げられております。現在、若干減少しているということも先ほど申し上げられましたが、まだ潜在してある本当に苦勞している職員もいるかと思っております、そのあたりの産業医の機能はどのように強化をされる予定でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 産業医につきまして、当然面談を行ってもらっておりますが、まず体制としまして、先ほどから言いますように月100時間を超える職員もしくは平均で80時間をしている職員とかについては、特化して産業医の面談を受けていただくような部分も盛り込んでおりますし、そういう可能性というか、そういうことがあってはいけませんですが、そういう職員については産業医と人事担当が連携をとりながら、個別に面談を申し込むとか、そういう流れを今、従来からもやっておりますが、そこあたりについては取りこぼしのないような取り組みをしているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） ぜひとも、今大変、災害はまだまだ復興は続いてまいります。10年計画ではございますが、さらなるまだ時間がかかるのではないかとおわれております。その中で、職員の方々が本当に健康を害しては復興は進んでまいりませんので、そのあたりもぜひともしっかりと管理、職員の健康管理を考えていただきたいと思っております。

先ほど、平均すれば24.2時間という報告がございましたが、課によってはやっぱり45時間を超えている課もございます。4課ほどあるんですが、それはもう職種上どうしても仕事が終わらないということもあるんですが、その労働時間の状況を客観的に把握して、働く人の健康管理を徹底するということ、今度の法改正では義務づけられております。生産性を向上しつつ長時間労働をなくすためには、職場の、管理職の意識改革や非効率な業務プロセスの見直しなどを行っていくことが必要ではないでしょうか。残業を減らすための工夫と、仕事の見直しと、働く人員確保が必要だと思っておりますがどうお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） まず、その月45時間を超えないというところが一つのまずあります。職員に徹底を今図っているのは、従来でしたら30時間というのを一つの目安にしておりました。特に、災害復旧あるいは復興等に係る職員については、やむを得ずいろんな査定とかいろんな関係の部分で45時間を超えそうな、もしくは超える見込みの職員も、

今現在まだおられます。そこについては、当然個人個人に集中して業務が集中するのではなくて、係内でシェアができないのか。もしくは、課内でみんな得手分けしてやるができないのか。要は、45時間の今月、やむを得ずするような場合においては、係内で課長を交えて何とかそれが回避できるようなことができないかということ、まずは協議をして、人事と打ち合わせをしながらやむを得ずのとき、しかしそれでも最長でも80時間にはおぼつかないというようなところの中での部分、そこはもとより、各所属長のほうに指示をする中、そしてもとより代休あるいは振休で今度は健康面でフォローをしていく、そこも仕事は当然ありますので、そこについても徹底して健康面についてはフォローをするような職場の雰囲気、そしてこういうふうな働き方の流れについて、職員一人一人が時間外勤務に対する共通認識を持って、業務改善や職員同士の連携を図るように取り組んでいかなければならないということで、今現在その分を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） ぜひとも、仕事の見直しと、やはり効率的な仕事のプロセスというのが大事ではないかなと思いますので、そのあたりもしっかり御検討いただきたいと思っております。

今、朝倉市の場合は災害復旧・復興の大切な時期になっておりまして、日常の業務がある上にプラス災害対応の仕事がふえているわけでありまして。本当に御苦労をかけていると思っておりますが、この復旧・復興を進めていくにも人数が必要だと思っております。災害対応の職員は十分に配置されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 職員の確保につきましては、非常に苦慮しているところでございます。災害により増大しています事務量、特に土木技術職を初めとする多くの職員を必要としております。充足しているとは今現在言えません。これまで、県、他市町村からの職員派遣の要請を市長みずから行うことともに、任期つき職員の採用、正職員の前倒し採用、民間コンサル会社からの支援などを行い、対応しているところでございます。

今後も職員の確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） ぜひとも、大変な仕事で、技術職の方々も少ないとは聞いておりますが、災害対応に必要な確保をよろしく願いをいたします。

朝倉市の中にも、業務改善委員会が設置されているということですが、この委員会の設置目的と構成メンバーについてお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 正式には朝倉市行政事務改善委員会ということで、まず目的です。民主的かつ能率的な行政運営を確保し、最小の経費で最大の効果を上げようと、組

織の改善及び運営の合理化を図ることを目的としております。行政事務改善委員会というのは、委員会の長は総務部長でございます。そして、議会事務局長、今うちに来ていただいております都市建設部付部長並びに農林商工部付部長、そして総務部付部長を外しましたところの6人の部長と人事秘書課長、総務財政課長の8名を委員としております。そして、事務局については、企画担当部門の総合政策課が事務を担っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 業務改善委員会ができたということは、もう一步前進で大変大事なことだと思っております。ぜひ、その中で朝倉市の状況やほかの自治体の働き方の見直し事例についても検討していただき、業務を改善して残業を減らしていくことにつながっていただきたいと思っております。

現在、お聞きしたところ、部長とあと課長2人で8名の構成ということでありましたが、現場の声も吸い上げていただきたいと思っております。例えば、働き方改革の業務改善に向けて、職員の提案募集をしていただくとか、全職員のアイデアによる仕事のやり方、効率化、簡素化などもあるのではないかなと思っております。そのことについてはどのように思われるでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） まさしく各部長等の中ですということも、当然掌握は必要ですが、実際に事務に精通している中堅、主任主査クラスを各部のほうから部長の推薦というところで、その検討会議という組織を下部のほうに置くようにしております。既に、この下部組織であります検討会議の主任主査を今現在、各部長の推薦で13名を抜粋をいたしまして、先ほど言いますように実際どうしたらその効率が上がるのか、もしくはちょっとしたことで、我々が気づかない、実際事務に携わっている職員が本気でその検討の材料を上げていく。このことによって我々、その上の行政事務改善委員会のメンバーでこれを具現化して、実際、時間外等の削減とあるいはそれ以外の事務の効率化に結びつけていくような流れを、今動き出しているところでございます。

それから、5月に全職員対象に業務改善についてのアンケートをとらせていただいております。これも、今たたき台の一つとしてジャンル分けをしながら、検討会議そして委員会のほうで検討する材料に上げておりますので、そういうこともしております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 今、職員のアンケートもとっているということでもございますし、そういうふう下部組織ができているということで、それは大変期待を申し上げたいと思っております。

もう一つ提案なんです、やはり職員の、市役所の中だけでの検討委員会だと思うんで

す。その中でやはり非効率的な業務プロセスがないか、見直しをする必要もあるかと思えます。そういう場合には、外部から専門的な方に入ってもらい、横断的な改革も必要ではないかなと思っております。生産性を上げるための効率化、簡素化をしていかなければ業務の量はなかなか減らないのではないかなと思っております。災害対応の仕事もふえていの中で、ぜひとも外部の方の、少し経費はかかるかもしれませんが、専門家のコンサルなど入れて指導をしていただくとか、助言を取り入れるとか、そういうことも思い切って見直しをしていく、根本的なところから見直していく、そういうチャンスでも、今あるのではないかなと思っておりますが、そのあたりはどう思われるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 外部からの専門、もしくはコンサル担当のいろんなアドバイスなりそういうことができなかないかということで承りますが、今年度からこの検討を始めた、本当であれば御指摘かもしれませんが、早くやるべきでございましたけど、やはりいろんなことを鑑みながら今動き出しました。

まずは、職員で取り組んでいきますということを各部長の意思を確認した後に、当然他自治体の優良事例等もあると思えます。全国、いろんなところでこの事務改善と言いましようか、経費の削減というか、働き方改革の延長で成功事例と言いましようか、こういうふうにとどここの首長はやっているとか、あるいはどここの職員がこういったふうでやっているとか、そういうのも把握をしながら、先進地事例という形の中で、そのやり方が果たしてうちに合うか合わないかというのはまた別問題でありまして、そういうふうで、まずは職員が自分たちが責任感を持ってやろうということで動き出したということで御理解をお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） それは、もう大変自助努力に期待をするところではございます。

一つ申し上げたいのが、昨年と一昨年と2回、前田先生という方を朝倉市にお呼びをいたしまして講演をしていただきました。この前田先生は、福島県立医科大学の精神神経科の教授をされていて、東北大震災の災害後の自治体職員のメンタルなどの調査研究をされてある方です。朝倉まで来ていただいたのですが、その講演の中で、東日本大震災から8年たっているが、今でも災害後の長期対応で自治体職員が大変疲弊している。時間がたつにつれて、自治体職員の体調不良やうつなどになり、自殺する職員がふえているという事例をお話されました。これは、熊本でも同じことが今出ております。職員が倒れては復旧・復興は進みません。自治体職員の心と体のケアと職員の働き方を考えることが大事だと思います。働き方改革関連法という法整備もされている昨今、自殺や過労死などの二次被害を出さないように、業務改善委員会を筆頭に、しっかりした対応をお願いしたいと思っております。

このことにつきまして、何か御意見がありましたらお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 副市長。

○副市長（中野信哉君） 議員御指摘のとおり、ことしから働き方改革法案の施行が始まっております。そのことにつきましては、私ども今対応しているところでありまして、業務改善委員会、それからまた業務自体もこれから果敢に見直しを行って、少ない職員の中で何とかやりくりをしていかなければいけないというふうに考えております。

このことにつきましては、私も各部長からの報告を受け、市長に相談を上げたりして、全庁を挙げて取り組んでいくという姿勢で臨んでおります。

議員御指摘の点、しっかり踏まえまして、市役所全体で取り組んでいく気持ちでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） ぜひとも、二次被害が出ないように、皆様方の改善をよろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。次は、ひきこもり対策についてということで通告を上げております。

最近、新聞やニュースでもひきこもりに関して悲しい事件が続けて起きております。ひきこもりと事件を一概に結びつけてはいけないのですが、新たなひきこもりの問題点が浮き彫りになっております。内閣府が3月に発表した調査では、40から64歳の中高年でひきこもりの人は推計61万3,000人に上り、15歳から39歳の若年層のひきこもりの人は約54万人を上回ると言われています。合わせますと、全国で115万3,000人を上回る数字となっております。これは、大変危機的な数だと思っております。

労働省による社会的ひきこもりの定義は、さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象、概念となっています。総合失調症やうつ、また強迫性障害のような精神疾患や発達障害を持つ人がひきこもりになることもあれば、特に疾患のない人になることもあります。何らかの原因、学校でのいじめや人間関係のもつれ、職場での不適應などから、家庭外の場所で活動することに耐えられなくなり、緊急避難的に自宅にこもってしまうことが始まりとされています。

また、中高年層のきっかけは退職が36%と最多で、就職氷河期や非正規雇用などの不安定な雇用状況が背景にあると見られています。期間は7年以上が半数近くを占め、長期化・高齢化が進んできています。

初期の対応のおくれから、ひきこもりが長期化し、生活困窮に陥ることもなります。国も、ひきこもり支援のガイドラインを出し、子ども・若者育成支援推進法や生活困窮者自立支援法に基づく訪問支援など、ひきこもりの支援に乗り出しています。

そこで、質問をいたします。まず、朝倉市の小学校、中学校の不登校の人数をお尋ねい

たします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 市内の小中学校、いわゆる義務教育課程での不登校の現状と  
いうことでございます。

まず、不登校児童生徒の捉え方でございますけれども、これは病気や家の事情等以外の理由で、累積30日以上欠席している児童生徒のことでございます。朝倉市の平成30年度の不登校の児童生徒数は、小学校が23名、中学校が69名でございます。

また、不登校とまでは行かないものの、15日以上欠席している不登校兆候の児童生徒は、小学校が49名、中学校が54名でございます。

不登校について、福岡県との比較を児童生徒1,000人当たりの発生率、人数で見ますと、これは平成29年度の統計ということですが、平成30年度はまだちょっと公開されておりませんので、平成29年度の統計で申し上げます。小学校が福岡県4.8人、朝倉市7.5人。それから中学校、県が31.9人、朝倉市が28.2人となっております。小学校は県と比較して高く、中学校は低くなっておる数値となっております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 今、不登校の人数を教えてくださいましたが、これは、稲富議員が平成29年度の数も聞いてありましたので、それに比べますと、平成29年度は小学生が20名だったのが今30名で、中学校が38名だったのが69名ということで、かなりの増加が出ております。これは、普通ではないんじゃないかなと思うぐらいの、倍近く増加しているということで、ちょっと今ショックを受けておりますが、また、15日欠席している児童が、小学生が49名、中学生が54名ということで、これを合計いたしますとかなりの数になります。小学生72名、中学生が123名、何かちょっとかなりの驚きでちょっと今、動揺してはいますが、こんなに子どもたちが学校に来ていない、来づらいというのは大変な問題ではないかなと思っております。本当に胸が痛むなと思っておりますが、その不登校児への対応についてお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） これまでの不登校対策とその成果ということになるかと思いますが、不登校につきましては、これは早期対応が大切であるというふうに考えております。そのため、学校では日ごろの子どもたちの様子を観察する。そのほか、学校適応感尺度調査、これは通称アセス調査と言うんですけども、これでございますとか、福岡県から配布されております生活環境多面調査などを行いまして、外見では捉えられない児童生徒の実態把握に努めております。

また、福岡アクション3をもとに、各学校の実態に応じたマニュアルを作成いたしまして、学校を休んだ子への対応、これも行っております。

基本的な取り組みは、これは担任が行うんですが、学校によっては支援チームをつくり、

役割を決めて対応を行っております。

具体的な学校の取り組みとしましては、学級担任が1人で問題を抱え込まないように教育相談コーディネーターを中心にチームをつくりまして対応を進めております。このチームの援助組織には、コーディネーターや担任、それからそのほか管理職、それから養護教諭なども入りまして、子どもの状況確認とか対応策の検討を行っているところでございます。

最近では、複雑な家庭環境などで学校だけでは対応できないケースがふえております。このような場合には教育委員会、これは指導主事、スクールソーシャルワーカー、それから不登校支援加配教員、適応指導教室指導員などをつくる学校支援チームで対応をしているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 今の対応をお聞きしましたが、これはどこの学校でもやっていることだと、今お聞きをいたしておりました。朝倉市が小学生が先ほど1,000人に値するということで、7.5人ということで、県の標準よりもかなり高い数値が出ております。小学校でつまずくとやはり中学校も行きづらい。また、社会に参加しづらいということになっていくと思うんです。まず、義務教育のまずのスタートである小学校、この受け入れ、この対策が私はとても重要ではないかなと思っております。

例えば、デンマークとかは不登校児やひきこもりはゼロという報告も聞いておりますし、韓国、日本がとても不登校率が高いという話も聞いておりますので、やはりこれは社会全体の問題、教育上の問題、いろいろあるのではないかなと思っております。

今、いろいろ対応について報告がございましたが、全国で不登校の高い県と低い県を調べた資料がありまして、その不登校の人数の少ない県での特徴をちょっと調べてみました。例えば、不登校の少ない県では、生徒だけでなく親に対する取り組みも行っておられます。不登校の親の会をつくったり、心の支えをつくってあります。また、親が子どもに関心を持つようにする取り組みや不登校セミナーなども行って、啓発をされております。また、これもどこでもだと思わなうんですけど、福井県では未然防止、初期対応、自立支援など3つの柱それぞれに沿って細かい対応、対策を決めておられます。未然防止や初期対応などが、早い時期での対応が大変効果があるということで、不登校を出さないための効果も大きいようです。不登校率の低い県の特徴ある取り組みを調べてみましたところ、大学生との連携、課外活動の充実、ITを取り入れた不登校支援、新しいことを取り入れた大学生の活動とかに効果があるというのが報告されております。

朝倉市でも、大学生グループが朝倉市の不登校の子どもたちの居場所づくりをしようということで、秋には不登校の子どもたちを誘っての子ども祭りを計画してくれたりしています。このように、大学生や地域の団体、NPOなど連携をとりながら、さまざまな取り組みが効果があるのではないかなと思っております。ぜひ、このような取り組みにも朝倉

市も応援をしていただきたいなと思っています。朝倉市では、親に対してはどのような取り組みをされているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課主管参事。

○教育課主幹参事（山見育志君） 保護者に対してですが、まず朝倉市教育支援センター等がございますが、その支援センターの中での保護者の会とかいったところがございますし、各学校におきましては学校の中でも保護者の会というものを設立している学校もございまして、そちらのほうでの取り組みということをしておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） もう少し、保護者の方にも何か啓発なり、そういう研修会、セミナーなどもされてもいいのではないかなと思っています。正しく理解をしていく、家庭が支えていかなければならないところもありますし、家庭環境なり親の養育態度だったり、いろんなものも背景もあるかと思しますので、親向けのそういう研修会などもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

昨日は、NPOでやってありますフリースペースよつばのほうにもちょっと視察に行っ  
てまいりまして、子どもたちが生活、学習指導を受けている様子を見てまいりました。東峰村にも新しく4月から立ち上がっております、そこでは子どもたちが元気にはつらつとして学習していたんです。昨年からですか、これは学校の授業として授業単位に認められるようになっていくということでございまして、本当にこういうのが各地域の中にあれば、もっと子どもたちが身近なところで学習する機会を得られるのではないかなと思っています。こういうことも大事かなと思っていますが、そのフリースクールとの連携とかはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 先ほど議員がおっしゃいますように、フリースクールよつばのほうに出席される、そちらのほうに通う児童生徒に対しては、昨年度から指導要録上の出席扱いをするようにしております。これによって、よつばのほうとも連携をしておりますけれども、運営がしやすくなったという感想もいただいております。

それから、不登校関係で、先ほど説明しましたように、教育委員会の指導主事等が支援チームをつくってやっておりますけれども、スクールソーシャルワーカーを含めてよつばとの協議等も行っております。連携のほうはとれております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） もう、中学校からやっぱり高校に入るとき、そこでうまく高校に入れたり就業できたりすると、子どもたちはまだ社会に参画できるんですが、そこでひきこもってしまうと社会に出れなくなった場合は、ずっと将来的にも子どもたちはひきこもる傾向が強くなっております。本当に、中学校卒業するときに大変大事なポイントでは

ないかなと思っているんです。そこまでしか義務教育ではないので、市としても行政としても支援がなかなかしにくいところもあるかと思しますので、ぜひとも、何かその中学校するときに、一つのチャンスだと思うんです、高校に進める。また、何か自分の目標を持った人生の設計が描けるようなそういう指針がやっぱり必要ではないかなと思っております。私は一番心配しているのは、中学校を卒業してから大人になるまで、そこが空白になっているということなんです。それが今のひきこもりというふうなとかニートとか言われている現象が起きておりますので、ここはどこかで早く対処して改善していかなければ、私はもう、もっともっと根が深くなっていくんではないかと思っております。

ちょっと時間が余りないんですけど、朝倉市のひきこもりの人数や実態を把握されていきますでしょうか。お尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） ひきこもりの実態でございます。朝倉市でございますが、子どもがひきこもりであることを隠す家族も多く、市への相談等がないと把握が困難であるため、市内のひきこもりの人数は確認できていないところでございます。

しかし、市が相談を受けまして、これまで支援した方は、現在支援中の方も含めまして20名でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） なかなかこう、表に出てこない、本当に苦勞されて悩んである方もたくさんいらっしゃるのではないかなと思っています。

このひきこもり支援、やはりもっと潜在的にいらっしゃると思います。でもそれが実態が把握できていない。だから、本当は実態をまず把握するべきだと思うのですが、今後の市の政策についてお尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） まず、相談につなげるような周知方法が必要だと思っております。生活困窮者自立支援事業を開始いたしました当初、平成27年4月には、チラシを全戸配布いたしておりまして、併せて民生委員、児童委員への周知を行いまして、お困りの方を発見した際には連絡をいただくようお願いしているところでございます。また、学校を含めコミュニティ会長会にもお願いをしているところでございます。

現在も、年に2回の市報掲載を行っております。そういうことから、家族にとって他人には相談しづらいことではございますが、今後も早い段階で相談につながるように、市報の周知はもとより、関係機関と連携してやっていきたいと、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 13番大庭きみ子議員。

○13番（大庭きみ子君） 大変時間がなくなりましたので、まだお聞きしたいこともたくさんあったんですが、今、この若年層のひきこもりの方が54万人と言われてまし

て、この方たちはもう生産年齢の若者なんです。この方たちが社会に参画できないということは、もう大変な社会にとっても大きな損失になってまいりますし、その状態から抜け出せずに今度は中高年になり、50代のひきこもり、50代から後年、50代のひきこもりの方も今たくさんふえておりまして、この方たちが今61万人と言われております。

この8050問題とも言われておりますが、50の子どもさんを80代の親が扶養している、見ているというような現象も今起きてきております。親が扶養できるあいだはいいのですが、親が扶養できなくなったり、先に亡くなられた場合は、本当にその残された方々がどういうふうにもこの社会の中で生きていくのか。本当大変な、大きな社会問題となっております。もうこれからも……。

○議長（堀尾俊浩君） 13番、大庭きみ子議員の質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

午後零時10分休憩